

毎月11日は、小松島市「人権の日」

昭和23年12月10日、国連において「世界人権宣言」が採択され、これを記念して12月10日は「人権デー」とされました。我が国でも、昭和24年から、12月4日～12月10日を「人権週間」と定めています。このような、人権の啓発を目的とした人権の「日」や「週間」は、全国の自治体でも広く制定されています。本市でも、毎月11日を小松島市「人権の日」としています。毎月11日前後には、市内の学校や公民館、事業所などで「人権の旗」が風になびいているのを目にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。

- ① 同和問題解決のため、同和对策審議会答申が出された昭和40年8月11日を記念するということ。
- ② 同和問題の解決は国民的課題であり、市民一人一人が、自らの問題と受け止めるということ。
- ③ 一人一人を大切にすることを、基本的人権を尊重する民主的な社会の実現をめざすということ。
- ④ 11を分解して、1対1ととらえて、平等の意味を表すということ。

この小松島市「人権の日」は、平成2年第15回小松島市同和教育振興協議会（現在の小松島市人権教育振興協議会）の総会において制定されました。その趣旨・目的は「市民の日常生活に節目を設け、生活点検をすることにより、人権意識の高揚に努め、もって、人権尊重精神の生活化、実践化を図る」というものです。堅い言葉で書かれて

今も現在の社会には、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題など、さまざまな人権問題が存在しています。また、近年はSNS上での誹謗・中傷や暴言・晒しなど、新たな問

題が生じており、「人権が守られていない社会である」とは言い難いのが現状です。しかし一方では、今までは、人権侵害と捉えられにくかった問題が、パワハラやセクハラというかたちで人権侵害であると認識されるようになってきました。また、LGBTQ+など、多様性が認められる社会の実現へと、法や制度が整えられようとしています。これらの例は、人権が守られる社会へ向けての前進であると言えるのではないのでしょうか。

人権は人類が長い歴史を経て、ようやく手にすることのできた宝物です。いつも人権のことばかり考えることは現実的ではありませんが、小松島市「人権の日」が、人権尊重社会の実現に少しでも寄与することを願っています。

市教育委員会生涯学習課
人権教育推進室 新教育庁舎2階
☎ 332・3814
FAX 333・1230
Mail: jinkenkyouiku@city.komatsushima-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (400) 松並敦子・選

立ち枯れの木立の中に水仙の白き花咲き季を謳えり
松島町 萬野 行子

おーい雲よわたしはどこへゆくのかと暮鳥のように聞いている午後
中田町 湯浅 百世

葉裏より角出し入れるかたつむり愛らしきかな汝の角は
田浦町 西 教明

サクサクと庭師の音で目を覚ます私の寝坊は珍しくない
田浦町 太田カツミ

雨音に目覚め雨音聴いている私がない世界って何
金磯町 川下 年男

農繁期終れど農は忙しき初穀焼きて野菜の肥やしに
赤石町 田原トシ子

故郷へ三年越しの帰省には日峰山河も家族を歓待
中田町 多田 健児

フミさんは花が好きです手土産は庭に咲き初む水仙にする
間新田町 瀧川 益美

アットホームな中央会館三階で仲間と勤しむ東根体操
横須町 山崎 泰子

父も母も世を離れたる年齢に近しと思ふ畦道に来て
立江町 湯浅かや子